

8 版 密封線源の基礎【第 2 種・第 3 種放射線取扱主任者のために】

正 誤 表

(対象：1 刷◇ 2025 年 6 月現在)

頁	誤	正
213 頁 6.10.2 事業所外 運搬 上から 3 行目	「…に係る細目等を定める告示」で示される濃度（免除濃度） <u>又は</u> 数量（免除量，…）	「…に係る細目等を定める告示」で示される濃度（免除濃度） <u>かつ</u> 数量（免除量，…）

追 加 情 報

(対象：1 刷・2 刷◇ 2025 年 6 月現在)

2025 年 6 月 1 日現在，**法改正に伴う読替・補足情報**は以下のとおりです。

頁	誤	正
212 頁 6.10.1 事業所内 運搬 上から 7 行目	(6) 運搬物の運搬経路においては， <u>標識の設置，見張人の配置等により</u> ，運搬に従事する者以外の者及び運搬車両以外の車両の立入りを制限すること。	(6) 運搬物の運搬経路に <u>おいては</u> ，運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。
260 頁 6.34 危険時の措置 上から 4 行目	ホ．放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には，必要に応じてこれを安全な場所に <u>移し，その場所の周囲には，縄を張り，又は標識等を設け，かつ，見張人をつけること等により</u> ，関係者以外の者が立ち入ることを禁止する。	ホ．放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には，必要に応じてこれを安全な場所に <u>移し</u> ，関係者以外の <u>者の立入り</u> を禁止する。

以上